破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３２号
函館市美原５丁目15番９号
債務者　林　　恒治
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
函館市富岡町３丁目34番41号
債務者　佐々木新一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４７号
函館市新川町２番２号
債務者　大島美奈子（旧姓菱木）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
三重県伊勢市神田久志本町1468番地15
債務者　濱田　敏男
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１号
山形県米沢市太田町５丁目573番地の４　泉アパート１号室
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１１号
山形県長井市今泉1164番地
債務者　那須　義一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２号
山形県南陽市宮内336番地の６　市営関口住宅Ｄ－９
債務者　石井ちづ子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１４号
山形県東置賜郡川西町大字上奥田2689番地３
債務者　佐藤　哲也（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１５号
山形県南陽市若狭郷屋262番地の７　ぽぷらアパート23号室
債務者　高橋　千咲
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１８号
山形県米沢市林泉寺２丁目２番２－８号
債務者　齋藤富貴子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３８８号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン八街307号
債務者　梅津　　進
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４０号
千葉県富里市十倉302番地31
債務者　秋葉　京子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５９号
千葉県四街道市和良比256番地20　赤池アパート202号
債務者　長津　哲也
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３号
千葉県富里市十倉363番地24
債務者　桑田由美子（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４号
千葉県成田市本城288番地２　２棟201号
債務者　早坂　和美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０号
千葉県成田市本城209番地２　加藤アパート８号
債務者　清水　正範
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６号
千葉県富里市七栄85番地17、住民票上の住所千葉県富里市七栄84番地
債務者　畑　　陽行
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　千葉地方裁判所佐倉支部